令和5年度第22回人事委員会会議の結果

1 開催日時

令和5年12月21日(木) 午前10時00分 ~ 10時52分

2 開催場所

人事委員会室(さいたま市浦和区高砂3-15-1 県庁第2庁舎3階)

3 出席者

【人事委員】 委員長 池本 誠司

委 員 中込 秀明

委 員 関口 和代

【事務局】 事務局長ほか15名

4 議 事

傍聴者がいないため、議決事項1、2、3及び協議事項1について、埼玉県人事委員会会議規則第6条第1号の規定に該当するため非公開とすることの決定を省略し、議事を開始した。

議決第1号「令和4年(不)第2号事案について」

本件審査請求について、地方公務員法第50条第3項及び不利益処分についての審査請求に関する規則第14条第1項に基づき裁決を行った。また、同規則第15条第1項に基づき裁決書の写しを当事者に送達することを決定した。

議決第2号「職員団体の登録の取消しについて」

地方公務員法第53条第6項及び行政手続法第13条第1項第1号に基づき、職員団体の登録の取消しに関する聴聞を行うことを決定した。また、同法第19条第1項に基づき、職員団体の登録の取消しに関する聴聞主宰者を指名することを決定した。

議決第3号「選考を受けることができる者の資格要件を定めることについて」

任用規則第18条に基づき、県立高等看護学院の専任教員として講義・実習等を行う看護師の職に係る選考を受けることができる者の資格要件を定めることを決定した。

協議第1号「職員の給与に関する条例等の改正に伴う人事委員会規則の改正等について」

令和5年12月定例会で審議中の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案並びに学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案が原案どおり可決された場合、条例施行日までの間、人事委員会会議を開く暇がないため、次の事項を委員長専決により行うことを協議し、了承された。

1 次に掲げる人事委員会規則の一部を改正すること

- (1) 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- (2) 初任給調整手当に関する規則
- (3) 期末手当及び勤勉手当に関する規則
- 2 学校職員の関係規則の改正に係る県教委からの協議に応じ、差し支えない旨を回答すること